

令和 7 年度放射線等観測局保守管理業務への参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告

令和 7 年 2 月 21 日

岡山県環境保健センター所長 妹尾 安裕

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の趣旨

本業務については、放射線等観測局に設置している放射線等測定装置の全般にわたる知識が必要であり、また緊急時の迅速な初動対応の体制を確保する必要がある。そのため、当該業務に係る経験と知識を有する一般財団法人上齋原振興公社に業務委託する予定としているが、当該法人以外の者で、4 の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、4 の要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、一般財団法人上齋原振興公社との契約手続に移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般財団法人上齋原振興公社と当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和 7 年度放射線等観測局保守管理業務
- (2) 業務内容 放射線等観測局保守管理
- (3) 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約締結日 令和 7 年 4 月 1 日

3 業務目的

放射線等観測局及び放射線等測定装置の日常的な保守管理業務を適切に行うことで正常な稼働を維持し、常時正確な測定値を得ることができるようになる。また、監視測定に係る試料採取等が円滑に実施できるようにする。

4 応募要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 岡山県との契約に関し、入札参加停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされてい

- る者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 事務所等の所在地が鏡野町内又は同町隣接市町村内であること。
 - (8) 放射線等観測局保守管理業務について、過去5年間にわたり継続実施した実績を有すること。
 - (9) 迅速かつ的確な業務の執行可能な体制を確保していること。
 - (10) 業務の実施にあたって、行政の補助として下記の事項が厳守できること。
 - ア 公正中立に実施すること。
 - イ 業務上知り得た情報に対しては業務契約期間中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
 - ウ 法令を遵守すること。

5 手続

- (1) 担当部局
〒701-0298 岡山市南区内尾 739-1
岡山県環境保健センター 放射能科
電話 086-298-2685 FAX 086-298-2088
- (2) 公募説明書及び参加意思確認書の配布期間及び場所
 - ア 配布期間：令和7年2月21日（金）～令和7年3月11日（火）
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
 - イ 配布場所：(1)に同じ。
なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードもできる。
<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>
- (3) 参加意思確認書の提出の期間、場所及び方法等
 - ア 提出期間：令和7年2月21日（金）～令和7年3月11日（火）
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
 - イ 提出場所：(1)に同じ。
 - ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便等により、配達記録の確認ができる配達方法によるものとする。）（提出期間内に必着のこと。）
 - エ その他：関係書類を添えて参加意思確認書を提出すること。
- (4) 参加資格要件の審査及び通知
参加意思確認書を提出した者について、4の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、本業務委託に参加することができない。
(参加資格要件の不適合通知期限 令和7年3月14日（金）)

6 審査方法

- (1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。
- (2) 審査は、提出書類及び添付資料によって行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。この場合において、ヒアリングへの出席又は追加資料の提出を拒む者は失格とすることがある。

7 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。

- (5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。
- (9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和7年3月18日（火）午後5時までとする。（提出場所及び提出方法は5(3)に同じ。）
- (10) 本契約の締結は、本事業に係る予算が議会において議決されることを条件とする。
- (11) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (12) 詳細は公募説明書による。

公 募 説 明 書

令和7年2月21日に公告した、令和7年度放射線等観測局保守管理業務委託事業への参加者の有無を確認する公募については、関係法令に定めるもののほか、この公募説明書によるものとする。

1 当該招請の趣旨

本業務については、放射線等観測局に設置している放射線等測定装置の全般にわたる知識が必要であり、また緊急時の迅速な初動対応の体制を確保する必要がある。そのため、当該業務に係る経験と知識を有する一般財団法人上齋原振興公社に業務委託する予定としているが、当該法人以外の者で、4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、4の要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、一般財団法人上齋原振興公社との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般財団法人上齋原振興公社と当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度放射線等観測局保守管理業務
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度放射線等観測局保守管理業務実施要領」のとおり
- (3) 実施期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約締結日 令和7年4月1日

3 業務目的

放射線等観測局及び放射線等測定装置の日常的な保守管理業務を適切に行うことで正常な稼働を維持し、常時正確な測定値を得ることができるようにする。また、監視測定に係る試料採取等が円滑に実施できるようにする。

4 応募要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 岡山県との契約に関し、入札参加停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされてい

- る者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 事務所等の所在地が鏡野町内又は同町隣接市町村内であること。
 - (8) 放射線等観測局保守管理業務について、過去5年間にわたり継続実施した実績を有すること。
 - (9) 迅速かつ的確な業務の執行可能な体制を確保していること。
 - (10) 業務の実施にあたって、行政の補助として下記の事項が厳守できること。
 - ア 公正中立に実施すること。
 - イ 業務上知り得た情報に対しては業務契約期間中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
 - ウ 法令を遵守すること。

5 手続

(1) 担当部局

〒701-0298 岡山市南区内尾 739-1
岡山県環境保健センター 放射能科
電話 086-298-2685 FAX 086-298-2088

(2) 参加意思確認書の配布期間及び場所

- ア 配布期間：令和7年2月21日（金）～令和7年3月11日（火）
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- イ 配布場所：(1)に同じ。
なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードもできる。
<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>

(3) 参加意思確認書の提出の期間、場所及び方法等

- ア 提出期間：令和7年2月21日（金）～令和7年3月11日（火）
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- イ 提出場所：(1)に同じ。
- ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便等により、配達の記録が確認できる配達方法によるものとする。）（提出期間内に必着のこと。）
- エ その他：関係書類を添えて参加意思確認書（別紙2）を提出すること。

(4) 参加資格要件の審査及び通知

参加意思確認書を提出した者について、4の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。
参加資格要件の不適合通知期限 令和7年3月14日（金）

6 審査方法

- (1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。
- (2) 審査は、提出書類及び添付資料により行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。この場合において、ヒアリングへの出席又は追加資料の提出を拒む者は失格とすることがある。

7 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年 3 月 20 日規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。
- (5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。
- (9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和 7 年 3 月 18 日（火）午後 5 時までとする。（提出場所及び提出方法は 5(3)に同じ。）
- (10) 本契約の締結は、本事業に係る予算が議会において議決されることを条件とする。
- (11) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(別紙2)

参加意思確認書

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

所在地	
商号又は名称	印
代表者職氏名	
(発行責任者職氏名))
(// 連絡先))
(担当者 職氏名))
(// 連絡先))

令和7年度放射線等観測局保守管理業務委託事業に参加したいので、関係書類を添えて応募します。

なお、公募に参加できる者の資格を満たしていること及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び公募に係るすべての条件を十分理解し承知の上であることを誓約します。

記

- 1 法人登記簿謄本、定款又は寄与行為、パンフレット等
- 2 鏡野町内又は同町隣接市町村内の事務所等の所在地、名称等を示す書類
- 3 放射線等観測局保守管理業務について過去5年間にわたり継続実施した実績を示す書類
- 4 業務、執行体制を示す書類
- 5 委託業務に係る経費積算の内訳書

※発行責任者・担当者の職氏名及び連絡先を記入した場合は、押印の必要はありません。

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
 - (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和7年4月1日

岡山県環境保健センター所長 殿

所 在 地

名 称

役 職 名
氏 名

印

・裏面もご確認ください。
・誓約書は契約ごとに提出してください。

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

- ・ 契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

- (21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をするを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

- ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略

令和7年度放射線等観測局保守管理業務実施要領

(目的)

第1 この要領は、岡山県（以下「県」という。）が人形峠周辺の放射線等観測局（以下「観測局」という。）に設置している放射線等測定装置（以下「測定装置」という。）の保守管理業務を適正に実施することを目的とする。

(保守管理の業務の種類)

第2 観測局及び測定装置の保守管理業務の種類は、定期的な保守管理及び緊急時への対応とすること。

(対象とする観測局及び測定装置)

第3 保守管理の対象とする観測局の名称及び所在地並びに測定装置の種類は、別表1「放射線等観測局別測定機器等一覧表」のとおりとする。

(定期保守管理の項目及び回数)

第4 観測局及び測定装置の保守管理項目及び項目別実施回数は別表2「保守管理項目一覧表」のとおりとする。

(緊急時への対応)

第5 受託者は、別表2「保守管理項目一覧表」の保守管理項目について、緊急時の対応が必要となったときには、県の指示により処置を行うこと。

(故障発見時の措置)

第6 受託者は、観測局及び測定装置の定期保守管理を実施中に、測定装置の軽微な故障を発見した場合は、これを補修するものとする。この場合の軽微な故障とは、測定装置内の接続部分の接触不良又は記録計の記録紙詰まり等をいい、測定装置の製造業者でなければ修理が困難な程度のもは除く。

2 受託者は、測定装置の故障が前項に定める軽微な故障の範囲をこえるときは、速やかにその旨を県に報告するとともに、第8に定める保守管理記録簿（様式第1号）を提出しなければならない。

(消耗品の供給)

第7 県は、受託者に対して、測定装置の保守管理に使用する記録紙、インクカートリッジ、ろ紙等の消耗品を供給するものとする。

(記録紙等の回収)

第8 受託者は、翌月10日までに、回収した測定装置の記録紙等を取りまとめ県へ提出すること。

(百葉箱の管理)

第9 受託者は別表3に従い百葉箱の設置状況確認及び維持管理（清掃、草刈り等）を行うこと。

(陸水採取地点の管理)

第10 受託者は別表4に従い陸水採取地点（最寄道路からの通路を含む）の清掃、草刈りを行うこと。

また、実施時期の詳細については県と協議して決定すること。なお、冬期には除雪を行うこと。

(保守管理記録簿の作成及び報告)

第11 受託者は、保守管理を実施したときは、保守管理記録簿（様式第1号及び第2号）に所定事項を記入し、観測局及び受託者事務所に保管しなければならない。様式第1号については、1か月分の記録簿の写しをとりまとめのうえ、翌月10日までに県へ報告しなければならない。様式第2号については、保守管理記録簿に加えて業務実施状況の写真を貼付した業務報告書を県へ提出しなければならない。

2 受託者は、委託業務完了後は業務完了届（様式第3号）を県へ提出しなければならない。

(立入調査)

第12 県は、受託者の委託業務の履行状況について、適宜立入調査することができるものとする。

(臨時点検の依頼)

第13 受託者は、測定装置等の不具合が生じた場合の県からの緊急依頼についても、これを行うものとする。

(その他)

第14 観測局及び測定装置の保守管理業務は原則として、平日の8時30分から17時15分までの時間帯に実施し、作業開始前に県へ連絡するものとする。ただし、双方協議してこれ以外の時間帯に実施することができる。

放射線等観測局別測定機器等一覧表

名 称	所 在 地	測 定 機 器 の 種 類
人形峠放射線等観測局	苦田郡鏡野町上齋原 1537-8	大気中ふっ素測定装置（京都電子工業株製） 放射線測定装置 ・空間ガンマ線測定装置（低線量） （株日立製作所製他） ・空間ガンマ線測定装置（高線量） （富士電機株製） ・大気浮遊塵中全アルファ放射能測定装置 （ダストモニタ）（株日立製作所製他） ・中性子線測定装置（富士電機株製） 気象観測装置（池田計器製作所株製他）
赤和瀬放射線等観測局	苦田郡鏡野町上齋原 1676-2	同 上
天王放射線等観測局	苦田郡鏡野町上齋原 1522-1	同 上

保守管理項目一覧表

1 大気中ふっ素自動測定装置

保守管理項目	実施回数
1 排気口、導入管の点検	1回/1週
2 測定装置の稼動状況点検	
3 記録状態の点検	
4 記録紙の交換、回収	1回/1月
5 記録計の注油、インクの点検	
6 記録計インクリボンカセット点検	
7 記録計インクリボンカセット交換	1回/1年

2 放射線測定装置

保守管理項目	実施回数
1 記録状態の点検	1回/1週
2 測定装置の稼動状況の点検	
3 ろ紙残量等の確認	
4 ダストサンプラー吸気口及び排気口の清掃	1回/1月
5 CF（又はSD）カードの交換・回収	
6 ろ紙の交換、回収	1回/12週

3 気象観測装置

保守管理項目	実施回数
1 記録状態の点検	1回/1週
2 測定装置の稼動状況の点検	
3 放射収支計ポリエチレンドームの点検※	
4 放射収支計ポリエチレンドームの交換※	1回/1月
5 放射収支計の高さ調整※ (地面または雪面から1.5～2mの高さに調整)	積雪時 適宜

※は赤和瀬局のみ実施

4 放射線等観測局

保守管理項目	実施回数
1 局舎内温度の確認	1回/1週
2 非常用発電機稼働状況確認	
3 エアコンの目視点検及びフィルターの清掃	1回/1月
4 局舎内及び周囲の清掃 (草刈り、除雪を含む)	

注) 実施回数が「1回/1週」である保守管理項目については、保守管理の間隔が10日を超えてはならない。

百葉箱の設置一覧表

設置場所	所在地	種類
中津河	苫田郡鏡野町上齋原1869-250	空間 γ 線線量率測定用 (RPLD) 及び大気中 Rn 濃度測定用の百葉箱
堆積場口	苫田郡鏡野町上齋原1807-2	

陸水採取地点の一覧表

採取地点	草刈り	除雪	所在地
No.4 夜次沈殿池 (4号)	○	○	苫田郡鏡野町上齋原地内 (位置詳細は下図のとおり) ※下流の土壌採取地点を含む。
No.9 天王用水取入口	○	○	
No.10 十二川下流	○	○	
No.12 赤和瀬川下流	○	○	
No.13 中津河川下流 (平作原)	×	○	
No.15 石越	○※	○	
No.17 本村	○	×	
No.25 十二川上流	○	○	

備考 ○実施する ×実施しない

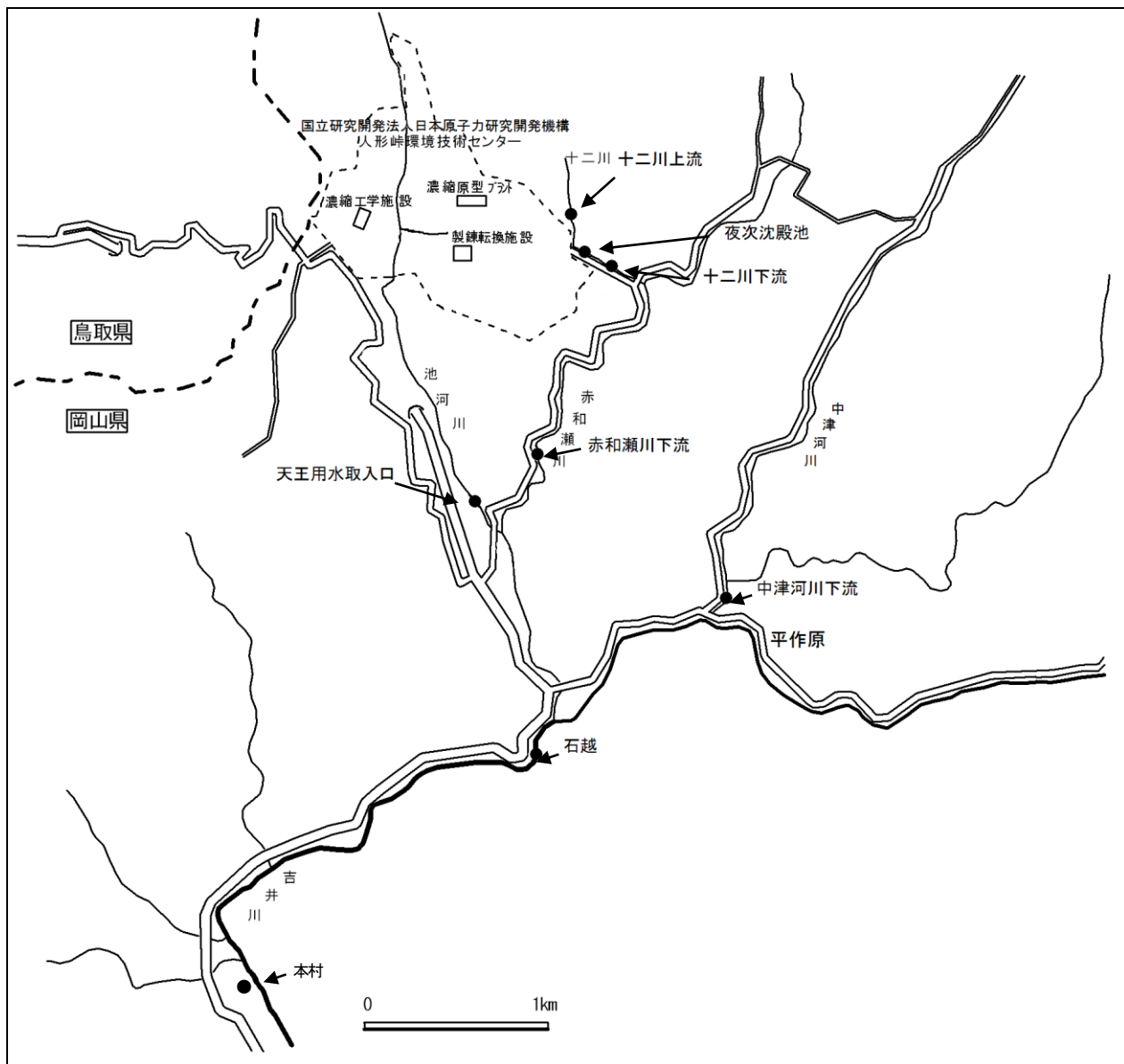


図 陸水採取地点一覧

保 守 管 理 記 録 簿

観測局の名称		保守管理実施年月日等		実施者担当氏名			
		令和 年 月 日 (室温 ℃)					
	保守管理項目	保守管理基準・方法等	実施回数	作 業		判 定	
				実施	未実施	正常	異常
1 大気中ふっ素自動測定装置							
1	排気口、導入管の点検	排気口、導入管の破損、目詰まり等がないことを確認する。	1回/ 1週				
2	測定装置の稼働状況等点検	測定装置の稼働状況等を点検する。					
3	記録状態の点検	記録状態が適正であることを確認する。					
4	記録紙の交換、回収	記録紙を新しいものと交換し、記録済み用紙を回収する。	1回/ 1月				
5	記録計の注油、インクの点検	記録計の注油及びインクの残量を確認する。					
6	記録計インクリボンカセット点検	記録計インクリボンカセットの状態を確認する。					
7	記録計インクリボンカセット交換	記録計インクリボンカセットを交換する。	1回/ 1年				
2 放射線測定装置							
1	記録状態の点検	測定記録が適正に行われていることを確認する。	1回/ 1週				
2	測定装置の稼働状況等点検	測定装置の稼働状況等を点検する。					
3	ろ紙残量等の確認	ろ紙残量とたわみの有無を確認する。				(m)	
4	ダストサンプラー吸気口及び排気口の清掃	ダストサンプラー吸気口及び排気口の金網の目詰まりをブラシ等で清掃し除去する。	1回/ 1月				
5	CF (又はSD) カードの交換・回収	CF (又はSD) カードを交換・回収する。					
6	ろ紙の交換、回収	ろ紙を新しいものと交換し、集塵後のろ紙を回収する。 ※正時を避け、9:05、12:05 又は 15:05 から1時間以内を目処に交換を行う。	1回/ 12週				

3 気象観測装置						
1	記録状態の点検	測定記録が適正に行われていることを確認する。	1回/ 1週			
2	測定装置の稼働状況等点検	測定装置の稼働状況等を点検する。				
3	放射収支計ポリエチレンドームの点検	放射収支計ポリエチレンドームの設置状況を確認する。 ※適宜、ドーム上の清掃、除雪等を行う。				
4	放射収支計ポリエチレンドームの交換	放射収支計ポリエチレンドームを交換する。	1回/ 1月			
5	放射収支計の高さ調整	放射収支計の高さを地面または雪面から1.5～2 mに調整する。	積雪時 適宜			
4 放射線等観測局						
1	局舎内温度の確認	室内温度計にて室内温度を確認し、記録する。	1回/ 1週			
2	非常用発電機稼働状況確認	非常用発電機の稼働状況を確認する。稼働している場合は直ちに環境保健センターへ連絡する。				
3	エアコンの目視点検及びフィルターの清掃	エアコンの異常音やアラームの有無等を確認する。フィルターを取り出し、ブラシ等でほこりを除去する。	1回/ 1月			
4	局舎内及び周囲の清掃	局舎内及び周囲の清掃をする。夏秋期には草刈り、冬期には除雪を行う。				

連絡事項

No	保守管理項目	保守管理基準・方法	実施回数	作業実施日
1 RPLD及び大気中Rn百葉箱				
1	設置状況の確認等	設置状況を目視により確認を行う。	1回/年	
2	百葉箱周囲の清掃等	百葉箱周囲の清掃、草刈りを行う。	3回/年	
2 陸水採取地点				
No.4	夜次沈殿池(4号)	陸水採取地点(最寄道路からの通路を含む)の清掃、草刈りを行う。 冬期は除雪を行う。 ※No.13中津河川下流(平作原)は除雪のみ行う。 ※No.15石越は下流の土壌採取地点の草刈りを含む。 ※No.17本村は草刈りのみ行う。	4回/年	
No.9	天王用水取入口			
No.10	十二川下流			
No.12	赤和瀬川下流			
No.13	中津河川下流(平作原)			
No.15	石越			
No.17	本村			
No.25	十二川上流			

(様式第3号)

令和 年 月 日

業務完了届

岡山県環境保健センター所長 殿

受託者

住 所

氏 名

印

(代表者氏名)

下記業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、お届けします。

記

1. 業務名

令和7年度放射線等観測局保守管理業務

2. 業務期間

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

3. 契約締結日

令和7年 4月 1日

4. 金 額